

会員各位

鹿行発 第 3 号 平成 26 年 4 月 4 日  
鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



## 裁判判決について

平成 26 年 3 月 27 日に下記記載の判決が出ましたので、ご報告致します。

本裁判の主たる争点は、1、松下武成は原告政治連盟の会長であるのか。2、会長でない者が訴訟を出来るのか。という 2 点でした。1 については、「平成 24 年開催の大会における松下武成を会長とする旨の決議は無効」であり、「松下武成は原告の会長ではないことを確認する。」。2 については、「民事訴訟において代表権を有する者は、」 「明確に代表権を有する旨定められている者に限られる。」 「原告規約は、」 「副会長はあくまで会長を補佐する旨を定めているから、」 「緊急時の対応について定めた規定にすぎないものと解するのが相当であり、」 「副会長が原告の代表者として訴訟を迫る権限があるとしたものと解することはできない。」 というものでした。詳細は判決文を後日送付しますのでご覧下さい。

平成 24 年 (ワ) 487 号 事件名 : 預け金返還等請求事件 (以下「本訴」という。)

平成 25 年 (ワ) 165 号 事件名 : 決議無効確認等反訴請求事件 (以下「反訴」という。)

## 判 決

本訴原告 : 反訴被告 (以下「原告」という。)

鹿児島県行政書士政治連盟 同代表者会長 : 松下 武成  
同訴訟代理人弁護士 : 永仮 正弘

本訴被告。反訴被告 (以下「被告」という。)

鹿児島県行政書士会 同代表者会長 : 鎌田 敬  
同訴訟代理人弁護士 : 川村 重春

## 主 文

- 1.原告の請求をいずれも却下する
- 2.原告の平成 24 年 5 月 27 日開催の大会における松下武成を会長とする旨の決議は、無効であることを確認する。
- 3.松下武成は、原告の会長でないことを確認する
- 4.平成 17 年 5 月 25 日開催の大会における松下武成を副会長とする旨の決議の不存在確認を求める被告の訴えを棄却する。
- 5.訴訟費用は、本訴反訴ともに原告の負担とする。

原告の請求 :

- (1) 被告は、原告に対し、193 万 5000 円を支払え。
- (2) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の動産を引き渡せ。

## 訃報 (ご連絡)

元鹿児島県行政書士会副会長、鹿屋地区支部役員 城之尾忠様が平成 26 年 3 月 26 日に、ご逝去されました。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。